

○大府市学習支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、最低限の学力を持たない子どもの基礎学力を向上し、大府市の学習水準の底上げを図ることを目的として、その者につき必要な学習の援助を行う事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、大府市とする。ただし、事業の運営の全部又は一部を特定非営利活動法人等に委託することができる。

(事業の対象者)

第3条 事業の対象となる者は、本市の住民基本台帳に記録された小学生（4年生から6年生までの児童に限る。）及び中学生とする。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、学校の授業の復習、宿題の習慣付け及び学び直しを行うための学習支援とする。

(実施要件)

第5条 事業の実施要件は、別表に掲げるとおりとする。

(利用の申請等)

第6条 事業を利用しようとする者の保護者（以下「申請者」という。）は、学習支援事業利用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査した上で、事業の利用の可否を決定し、大府市学習支援事業利用承認通知書（第2号様式）又は大府市学習支援事業利用不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 事業の利用を中止しようとする者の保護者は、速やかに、大府市学習支援事業利用中止届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、事業を利用する者又はその保護者の行為により、事業の適正な実施に支障が生じると判断したときは、利用の承認を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該保護者に対し、大府市学習支援事業利用取消通知書（第5号様式）によりその旨を通知するものとする。

(費用の負担)

第7条 事業の利用に要する費用は、無料とする。ただし、事業の利用に係る参考図書等の教材費及び交通費は、事業を利用する者の世帯の負担とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

別表（第5条関係）

実施項目	実施内容	
実施期間	4月1日から翌年3月31日まで	
実施場所	(1) 大府市立横根公民館 (2) 大府市立東山公民館 (3) 大府市立長草公民館 (4) 大府市立森岡公民館	
定員	申込みや施設の状況に応じて、市長が別に定めるものとする。	
実施日時 (5月3日から5月5日まで、8月13日から8月15日まで及び12月28日から翌年1月4日までを除く。)	小学生 (1)又は(2)	(1) 原則毎月の第1土曜日及び第3土曜日 午前10時から正午までの間 (2) 原則毎月の第2土曜日及び第4土曜日 午前10時から正午までの間
	中学生	原則毎週土曜日 午後1時から午後5時までの間
人員配置	(1) 統括コーディネーター (2) 学習支援員 (3) 教育活動推進員	